

報告第8号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年8月31日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成30年8月10日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載していません。

2 事件名 車両備付け冷蔵庫の損傷

3 事件の概要

平成30年6月1日午前9時30分頃、米原市立大原小学校駐車場において、本校に在籍の児童が相手方から借り上げた校外活動バスに乗車する際に車両備付けの冷蔵庫を損傷させた。

4 損害賠償の額

金324,000円とする。

平成30年8月10日

米原市長 平尾道雄